



2026年8月7日

各位

会社名 株式会社バローホールディングス
代表者の役職名 代表取締役会長兼CEO 田代 正美
(コード番号: 9956 東証プライム市場・名証プレミアム市場)
問い合わせ先 常務取締役管理本部長 篠花 明
電話番号 (0574) - 60 - 0858

第三者割当増資における発行株式数の確定に関するお知らせ

2026年6月30日付の取締役会決議において決定いたしました第三者割当による新株式発行に関し、割当先である大和証券株式会社より、発行予定株式数の全部につき申込みを行う旨の通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 発行新株式数	704,100株
	(発行予定株式数 704,100株)
(2) 払込金額	1株につき 3,022円
(3) 払込金額の総額	2,127,790,200円
(4) 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額 1,063,895,100円 増加する資本準備金の額 1,063,895,100円
(5) 申込期日	2026年8月12日(水)
(6) 払込期日	2026年8月13日(木)

以上

ご注意: この文書は、当社の第三者割当に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

＜ご参考＞

1. 今回の第三者割当増資は、2026年6月30日付の当社取締役会決議において、公募による新株式発行及び当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決定されたものであります。

当該第三者割当増資の内容等につきましては、2026年6月30日付「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」及び2026年7月8日付「発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 今回の第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	58,682,099株	(2026年8月7日現在)
(2) 第三者割当増資による増加株式数	704,100株	
(3) 第三者割当増資後の発行済株式総数	59,386,199株	

3. 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額上限16,217,871,400円に関しては、279,000,000円を2027年2月末までに当社のスーパーマーケット事業の設備投資資金に、15,938,871,400円を2028年3月末までに子会社への投融資を通じた設備投資資金に充当する予定であります。

子会社の設備投資資金については、11,614,000,000円を2028年3月末までにドラッグストア事業、ホームセンター事業並びに関東エリアの本羽田店及び本牧店をはじめとするスーパーマーケット事業の新規出店に、2,130,000,000円を2027年2月末までにスーパーマーケット事業の食品工場の設備投資に、2,194,871,400円を2027年3月末までにスーパーマーケット事業及びドラッグストア事業の店舗設備投資に充当します。

上記手取金について、実際の充当期間までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、当社グループの設備の新設計画は、2026年6月30日に公表いたしました「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

以上

ご注意：この文書は、当社の第三者割当に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。